

○紀南地方老人福祉施設組合職員資格取得等助成要綱

〔平成18年2月8日〕
〔要綱第2号〕

改正 平成26年6月25日要綱第1号 平成28年10月24日要綱第2号
令和3年12月28日要綱第1号

（目的）

第1条 この要綱は、職員が勤務に対して必要と認められる資格を取得する場合において受験等に要する費用（以下「受験料等」という。）を助成することにより、職員の資質の向上を図り、もって事務事業を円滑に推進することを目的とする。

（対象資格、助成対象者、助成の範囲、内容及び助成金の額）

第2条 助成の対象となる資格、対象者、助成の範囲、内容及び助成金の額は、別表1に定めるものとする。

（受験料等の助成申請）

第3条 職員が第2条の各号に定める資格を取得したときは、資格取得等に係る助成申請書（様式第1号）により、受験料等の助成を管理者に申請することができる。

（助成の決定）

第4条 管理者は、職員から前条の申請があったときは、第2条の規定に基づき、その内容を審査のうえ、受験料等の助成の決定を行うものとする。

2 管理者は、前項の規定に基づき受験料等の助成の決定をしたときは、資格取得等助成決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の申請及び請求）

第5条 職員は、前条第2項の決定を受けたときは、当該資格取得に係る受験料等について、資格取得等助成金請求書（様式第3号）により、受験料等の領収書を添付し、管理者に提出するものとする。

（助成金の交付）

第6条 管理者は、前条の規定による請求があったときは、当該職員に対して助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し、返還等）

第7条 管理者は、申請者が次の各号に該当すると認めたときは、交付決定の取消し又は既に交付した資格取得助成金の全部若しくは一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) この要綱に基づき助成金を交付されてから、自己都合等により施設組合職員として引き続き勤務しないとき。ただし、勤務しない期間及び助成金の返還額については、別表2のとおりとする。
- (2) 偽りその他不正な行為があったとき。

附 則（平成18年2月8日要綱第2号）

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月25日要綱第1号）

この要綱は、平成26年7月1日から施行する。

附 則（平成28年10月24日要綱第2号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（令和3年12月28日要綱第1号）

この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1（第2条関係）

対象資格等	助成対象者	助成の範囲	助成金の額
社会福祉士	全職員	受験料	全額
介護福祉士	全職員	受験料	全額
介護支援専門員 実務研修受講試験	全職員	受験料	全額
介護職員実務者研修	介護職員（ただし、 一般職員は除く）	受講料等	受講料の2/3とし、80,000 円を上限とする。
介護支援専門員 実務研修（初回）	全職員	受講料	受講料の2/3とし、40,000 円を上限とする。
介護支援専門員更新研 修（実務未経験者）	全職員	受講料及び必要 経費	全額
	全職員	受講料	受講料の2/3とし、30,000 円を上限とする。
介護支援専門員再研修	管理者が必要と認め る職員	受講料及び必要 経費	全額
	上記以外の職員	受講料	受講料の2/3とし、30,000 円を上限とする。
衛生管理者	管理者が必要と認め る職員	受験料及び必要 経費	全額
調理師	全職員	受験料	全額

※助成金の額については、100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

※対象資格が「介護福祉士」及び「調理師」に該当する者においては、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に受験し、助成の対象となった者については、受験料の1/2を、平成31年4月1日から令和元年3月31日の間に受験し、助成の対象となった者については、受験料の1/4を助成するものとする。

別表2（第7条関係）

助成対象		職員として勤務しない期間	返還額
社会福祉士	受験料	社会福祉士資格取得後2年 以内	要した費用全額
介護福祉士	受験料	介護福祉士資格取得後2年 以内	要した費用全額
介護支援専門員 実務研修受講試験	受験料	介護支援専門員資格取得後 2年以内	要した費用全額
介護職員実務者研修	受講料	介護福祉士資格取得後2年 以内	要した費用全額
介護支援専門員 実務研修（初回）	受講料	受講修了日から2年以内	要した費用全額
介護支援専門員更新研 修（実務未経験者）	受講料	受講修了日から2年以内	要した費用全額
介護支援専門員再研修	受講料	受講修了日から2年以内	要した費用全額
調理師	受験料	調理師資格取得後2年以内	要した費用全額

様式第1号

年 月 日

資格取得等に係る助成申請書

紀南地方老人福祉施設組合
管理者 様

申請者所属名
氏 名

㊞

資格取得等にかかる助成を受けたいので、関係書類を添えて申請します。ただし、紀南地方老人福祉施設組合職員資格取得等助成要綱第7条に該当する場合、助成金の全部若しくは一部の返還いたします。

記

1. 申請額 金 _____ 円

2. 資格取得等に要する経費総額の内訳

- 社会福祉士
- 介護福祉士
- 介護支援専門員実務研修受講試験
- 介護支援専門員実務研修
- 介護職員実務者研修
- 介護支援専門員実務研修（初回）
- 介護支援専門員更新研修（実務未経験者）
- 介護支援専門員再研修
- 衛生管理者
- 調理師

3. 事由 紀南地方老人福祉施設組合職員資格取得等助成要綱第2条該当

4. 添付書類（資格等の内容及び受験料等が明らかにあるもの）
（資格等の取得を証する書類の写し）
（受験料・受講料の支出を証する書類の写し）

資格取得年月日	年 月 日
2年経過後年月日	年 月 日

様式第2号

紀老福第 号
年 月 日

資格取得等助成決定通知書

申請者所属名
氏 名 様

紀南地方老人福祉施設組合
管理者 ㊟

紀南地方老人福祉施設組合職員資格取得等助成要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。ただし、紀南地方老人福祉施設組合職員資格取得等助成要綱第7条に該当する場合、助成金の全部若しくは一部の返還を求めますのでご注意ください。

記

1. 交付決定額 金 _____ 円也
2. 資格取得認定年月日 年 月 日
3. 資格取得等助成要綱第7条による年月日 年 月 日

